

事 務 連 絡

令和 5 年 12 月 26 日

各 { 都道府県  
保健所設置市  
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局総務課  
厚生労働省医薬局総務課  
厚生労働省保険局医療介護連携政策課  
厚生労働省保険局医療課

### オンライン資格確認を導入するための手続について（周知依頼）

今般、新設の保険医療機関及び保険薬局が診療開始月の月初からオンライン資格確認を導入できるよう必要な手続を整備し、「オンライン資格確認を導入するための手続について（協力依頼）」（令和 5 年 12 月 26 日付け保連発 1226 第 1 号・保医発 1226 第 8 号）（別添 1）において、令和 6 年 4 月以降に新規指定を受ける医療機関等を対象とした地方厚生（支）局における取扱い等を示したところである。

保険医療機関等としての指定を受ける時点においてオンライン資格確認を導入するためには、医療機関等は、下記に示すとおり、計画的に準備作業を行う必要があることから、当該内容を貴管下保健所、関係機関等へ周知を図っていただくとともに、医療機関・薬局の開設許可に係る手続の際にも、適宜医療機関等に案内を行っていただきたく、ご協力願いたい。

### 記

#### 1. オンライン資格確認の導入に向けて必要な準備

保険医療機関等としての指定を受ける時点においてオンライン資格確認を導入するためには、医療機関等は、顔認証付きカードリーダー等の調達作業などを計画的に行う必要がある。

導入に向けて必要な準備の全体・概要については、「オンライン資格確認の導入に向けて必要な手続き」（別添 1 の別紙 3）及び「ネットワーク整備を含むオンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」（別添 2）にまとめているため、これらを確認し、必要な対応をお願いしたい。手引きは厚生労働省のホームページ等において掲載しており、随時更新を行っていく予定である。

○厚生労働省のホームページ

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_08280.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08280.html)

「ネットワーク整備を含むオンライン資格確認導入に向けた準備作業の手引き」

## 2. 受付番号

保険医療機関等がオンライン資格確認を利用するためには、医療機関等コードが必要ですが、保険医療機関等として指定される前の医療機関等は医療機関等コードを有していないことから、代替として地方厚生（支）局が受付番号を交付している。

保険医療機関等の指定を受けようとする医療機関等は、指定の申請に先立ち、提出期限（指定の2か月前を目安に地方厚生（支）局が設定し、ホームページ等で案内する期限）までに「受付番号情報提供依頼書兼回答書」（別添1の別紙1）を地方厚生（支）局（分室がある場合には、当該分室）に提出していただきたい。

また、地方厚生（支）局から受付番号の交付を受けた後、速やかに（指定の2か月前の15日までに）、オンライン資格確認の実施機関（社会保険診療報酬支払基金・国民健康保険中央会）に受付番号を含む所要の情報を提出し、その後、医療機関等向け総合ポータルサイトにおいてアカウント登録などの手続を行っていただきたい。

## 3. オンライン資格確認の導入計画書

医療機関等における計画的な導入を促すため、保険医療機関等は、オンライン資格確認の経過措置に該当する場合を除き、指定申請書の添付書類として、「オンライン資格確認の導入計画書」（別添1の別紙2）を提出するものとする。

以上